

茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				現 行			
○茂原市市民体育館条例 昭和57年9月16日茂原市条例第20号 別表第1（第7条） 1 専用使用料 (単位 円)				○茂原市市民体育館条例 昭和57年9月16日茂原市条例第20号 別表第1（第7条） 1 専用使用料 (単位 円)			
施設名	種別		1時間当たり	施設名	種別		1時間当たり
大体育室	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 1,800	大体育室	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 1,770
			高校生 1,200				高校生 1,180
			中学生以下 890				中学生以下 880
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	6,030		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	5,930	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	6,030	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	5,930	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	24,200		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	23,760		
剣道場	一般		1,200	剣道場	一般		1,180
柔道場	高校生		950	柔道場	高校生		940
弓道場	中学生以下		710	弓道場	中学生以下		700
卓球場				卓球場			
第1会議室			280	第1会議室			280
第2会議室			170	第2会議室			170
2 個人使用料 (単位 円)				2 個人使用料 (単位 円)			
施設名	種別		1時間当たり	施設名	種別		1時間当たり

改正後			現行		
剣道場	一般	110	剣道場	一般	110
柔道場	高校生	90	柔道場	高校生	90
弓道場	中学生以下	60	弓道場	中学生以下	60
卓球場			卓球場		
トレー	一般	110	トレー	一般	110
ニング	高校生	90	ニング	高校生	90
室			室		

備考

- 1 市外居住者が使用するとき、使用料の5割増の額とする。
- 2 使用時間が1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 使用時間には、準備、後片付けに要する時間を含む。
- 4 大体育室の面積の2分の1以内の使用に限り、使用料は当該使用料の2分の1とする。
- 5 利用者（専用使用料に係る利用者に限る。）が一般、高校生等の2つ以上の種別にわたる場合は、使用料の高い種別の料金とする。

別表第2（第7条）

器具使用料

（単位 円）

種別	単位	区分	使用料
バレーボール	一面（台）一式	1回	110
バスケットボール			230
卓球			110
庭球			110
バトミントン			110
放送設備			一式
電光掲示板	一式	1時間	340

備考

備考

- 1 市外居住者が使用するとき、使用料の5割増の額とする。
- 2 使用時間が1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 使用時間には、準備、後片付けに要する時間を含む。
- 4 大体育室の面積の2分の1以内の使用に限り、使用料は当該使用料の2分の1とする。
- 5 利用者（専用使用料に係る利用者に限る。）が一般、高校生等の2つ以上の種別にわたる場合は、使用料の高い種別の料金とする。

別表第2（第7条）

器具使用料

（単位 円）

種別	単位	区分	使用料
バレーボール	一面（台）一式	1回	110
バスケットボール			230
卓球			110
庭球			110
バトミントン			110
放送設備			一式
電光掲示板	一式	1時間	340

備考

改正後	現 行
<ol style="list-style-type: none">1 市外居住者が使用するときは、使用料の5割増の額とする。2 使用時間が1時間に満たない端数は、これを1時間とする。3 使用時間には、準備、後片付けに要する時間を含む。	<ol style="list-style-type: none">1 市外居住者が使用するときは、使用料の5割増の額とする。2 使用時間が1時間に満たない端数は、これを1時間とする。3 使用時間には、準備、後片付けに要する時間を含む。